

## 令和7年度 第1回 堺市男女平等推進審議会（第48回）会議録

### 1、会議名称

令和7年度 第1回 堺市男女平等推進審議会（第48回）

### 2、開催日時

令和7年11月21日（金）14時30分～15時51分

### 3、開催場所

堺市役所本館地下1階 多目的室

### 4、出席者

審議会委員（敬称略）・内藤葉子（内藤委員、内藤会長）  
・大井真基子（大井委員）・大島幸恵（大島委員）  
・柏原秀和（柏原委員）・加藤伊都子（加藤委員）  
・櫻井一宇（櫻井委員）・林英男（林委員）

#### 事務局【ダイバーシティ推進部】

・永木ダイバーシティ推進部部理事（男女共同参画推進担当）  
（永木部理事）

#### 【ダイバーシティ企画課】

・脇田ダイバーシティ企画課長（脇田課長）  
・甚野ダイバーシティ企画課参事（女性活躍推進担当）（甚野参事）  
・武田ダイバーシティ企画課長補佐（武田課長補佐）  
・山道企画係長（山道係長）・井上男女共同参画推進係長（井上係長）  
・米須職員（米須職員）・安澤職員（安澤職員）

#### 【子ども青少年局 子ども家庭課】

・立道子ども家庭課長（立道課長）

理事者 ・津越人事部長（津越部長）・永井健康部長（永井部長）  
・濱脇子育て支援部長（濱脇部長）・橋本産業戦略部長（橋本部長）  
・田中人権教育課長（田中課長）

※以下の発言内容については、カッコ内の表記とする。

### 5、欠席者（敬称略）

・池辺真紀（池辺委員）・島尾恵理（島尾委員）  
・平野孝典（平野委員）

## 6、傍聴者

1人

## 7、議事

審議案件 ・「第5期さかい男女共同参画プラン」令和6年度事業実施（進捗）状況  
報告（案）について

・令和7年度実施の「男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書  
（速報版）」について

報告事項 ・条例に基づく苦情・相談処理制度の年次報告（令和6年度）について

## 8、会議録

○井上係長 本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、第48回堺市男女平等推進審議会を開催いたします。

開会に当たり、ダイバーシティ推進部部理事の永木から御挨拶申し上げます。

○永木部理事 本日はお忙しい中、堺市男女平等推進審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より本市の男女平等社会の形成の推進に当たり、御尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本日は、「第5期さかい男女共同参画プラン」の令和6年度の事業実施状況及び今年度実施しました、「堺市男女共同参画に関する市民意識実態調査」につきまして、速報版を取りまとめましたので、調査結果及び今後分析を進めるに際しての御意見などを御審議いただければと思っております。皆様には本市の男女共同参画施策について、市民ニーズを真摯に受け止め、課題を克服しながら、より一層の推進を図っていくため、活発な御意見をいただきたいと存じます。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

○井上係長 本日、委員の皆様には御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の出席委員は7名でございます。全委員10名の半数以上の出席がございますので、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、資料の御確認をさせていただきます。次第、審議依頼書の写し、委員名簿、資料1から資料3、「第5期さかい男女共同参画プラン」に係る資料一式です。過不足はございませんでしょうか。

なお、本日御審議いただきます内容は、会議終了後、会議録を作成し、市政情報センター等において公開します。

また、本日の審議会の傍聴者は1名でございます。傍聴の皆様におかれましては、事前にお配りしまし

た傍聴における遵守事項を御確認いただき、御協力をお願いいたします。

これより議事に入らせていただきます。議事進行は内藤会長をお願いいたします。では会長、よろしくお願いいたします。

○内藤会長 会長の内藤です。今日はよろしくお願いいたします。

それでは、市長から当審議会に対する審議依頼をいただきました案件につきまして、審議してまいります。案件 1、「第 5 期さかい男女共同参画プラン令和 6 年度事業実施（進捗）状況報告（案）」について、事務局から説明をしてください。その後、御意見・御質問をお願いいたします。

○米須職員 案件 1「第 5 期さかい男女共同参画プランに係る令和 6 年度事業実施（進捗）状況報告(案)について」御説明いたします。該当の資料は、資料 1 です。

本市では、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例第 10 条に定める「男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」として、「第 5 期さかい男女共同参画プラン（計画期間：令和 4 年度から令和 8 年度）」を策定しています。本報告書は、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例第 11 条に基づき、「『第 5 期さかい男女共同参画プラン』に基づく施策の令和 6 年度事業実施（進捗）状況報告（案）」を作成し、取りまとめたものです。本報告書は 3 章構成となっており、4 ページまでの第 1 章ではプランの概要として、目的及び基本理念、目指すべき社会、計画の位置づけ、基本姿勢、計画期間などの「基本的な考え方」や推進体制等「計画の推進」について記載しています。5 ページから 26 ページまでの第 2 章では、堺市における男女共同参画の状況として、各種統計データを用いて堺市の現状を示しています。27 ページ以降の第 3 章では、令和 6 年度の事業実施進捗状況を掲載しています。

ここからは、第 2 章・第 3 章を中心に説明させていただきます。まず、第 2 章ですが、「1. 人口・世帯」、「2. 意思決定」、「3. 市民意識」、「4. 社会環境」、「4. ジェンダーに起因する暴力」のデータを掲載しています。5 ページ「1. 人口・世帯」については、令和 2 年実施の国勢調査結果を基にしたものです。堺市における人口や世帯構成の推移を示しています。全国的な傾向と同様ですが、堺市においても人口の減少、人口から見た単身世帯の増加、高齢化の進行等が見られます。

8 ページを御覧ください。「2. 意思決定」になります。（1）、市の審議会等における女性委員比率の推移を示しています。委員選任時に女性委員の割合が 40%に達しないおそれがある場合は、当課と事前協議を行っております。男女平等社会の実現を目指す本市におきましては、市の政策方針決定過程に女性の参画を進めることは重要な課題でありますので、引き続き事前協議を徹底し、女性委員の積極的な登用に努めてまいります。

11 ページを御覧ください。（5）管理職等に占める市女性職員比率の推移ですが、管理職の女

性比率につきましては、令和 7 年 4 月 1 日現在 22.9%となっています。12 ページでは、政令指定都市の女性の管理職の登用状況を示していますが、堺市は 20 都市中 4 位と比較的上位に位置しています。

続いて 13 ページ、(7) 管理職等に占める市女性教職員比率の推移ですが、管理職の女性比率につきましては、令和 7 年 5 月 1 日現在、26.6%です。

次に、14 ページの「3. 市民意識」です。令和 2 年度に実施した堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査の結果や、令和 6 年度に政策企画部が実施した堺市市民意識調査の結果を掲載しています。男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果については、前回実施分となります。なお、令和 6 年度に実施した堺市市民意識調査における「堺市は年齢や性別、国籍にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合に関して、令和 5 年度と比較し「そう思う」及び「ある程度そう思う」の計は、3.2 ポイント減少。

16 ページからは「4. 社会環境」となります。(2)、女性の就業率は第 5 期さかい男女共同参画プランでは、令和 7 年度に 55%を目標値としており、令和 6 年度は 54.5%上昇傾向で推移。18 ページから 20 ページにかけて、育児休業取得率についてのデータとなっています。(5)は全国、(6)堺市職員、(7)堺市教職員のデータです。(6)市職員の育児休業取得率のうち、男性職員の育児休業取得率は、令和 6 年において 80.4%であり、市職員育児休業取得率については、令和 8 年度に 80%の取得率を目標としており、現時点で目標率を達成しています。20 ページは認定こども園の入所に関するデータです。認定こども園の新設や小規模保育事業の新設などにより、受入枠の確保に取り組んだ結果、待機児童数は 5 年連続でゼロとなりました。

21 ページからは「5. ジェンダーに起因する暴力」になります。2,000 件前後で推移する女性相談件数のうち、6 割は夫等の暴力が占めています。また、26 ページ(4)堺市の性犯罪認知件数は、令和 3 年以降増加傾向にあり、令和 6 年は 110 件でした。

27 ページからの第 3 章の説明をします。28 ページから 33 ページまでは、各施策の「成果指標の達成状況と主な取組」を、34 ページからは取組実績、今後の方向性・課題等を掲載しています。まず、各施策ごとに設定した指標の達成状況ですが、基本方針 1 については、全ての項目において策定時に比べ向上。基本方針 2 については、更新のない男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果を指標とする「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合を除き、策定時に比べ向上。基本方針 1 及び基本方針 2 において設定した K P I「市の男性職員の育児休業取得率」のみ、目標 80%に対し、令和 6 年度 80.4%と目標値を達成。基本方針 3 については、K P I の子宮がん検診受診率やモニタリング指標とはなりませんが、「堺市パートナーシップ宣誓制度申請件

数」は、策定時と比べ向上しているものの、その他の指標については横ばいなどの状況。なお、いずれの指標も目標値は達成しておりません。基本方針 4 については、DV 防止基本計画を含み、DV に関する指標や「セーフティさかい」の取組を設定。なお、K P I の多くは男女共同参画に関する市民意識・実態調査結果のため、策定時からの更新はありません。なお、K P I の「性犯罪認知件数」については、策定時から件数増加。主な取組を見ると、基本方針 1 では、市の審議会等委員、管理職への女性の登用促進、セクシュアル・ハラスメントの防止対策、女性の就職支援、市職員の働き方改革の推進、多様な保育サービスの提供等の取組を実施。基本方針 2 では、ジェンダー平等教育の実践、教職員や保護者を対象とした研修、男女共同参画をテーマとした講演や研修を実施。基本方針 3 では、市民を対象とした健康に関する啓発や講座、女性や子ども、高齢者を対象とした支援、自殺対策事業、多様性の尊重と理解の促進・支援、男女共同参画交流の広場や男女共同参画センターの運営、男女共同参画の視点による防災対策をテーマとした事業等を実施。基本方針 4 では、DV・デートDV 防止のための意識啓発、相談事業、DV 被害者の安全確保のための支援、自立支援や生活支援、子ども虐待防止のための啓発やカウンセリング、セクシュアル・ハラスメントの防止対策、性暴力対策の推進等、暴力防止のための様々な施策を実施。

3 4 ページ以降は、各課の具体的な取組の内容や方向性、課題、令和 6 年度決算額、令和 7 年度予算額等について集計したものを掲載。今後も基本方針に沿って、様々な取組を推進します。

以上が、案件（1）「第 5 期さかい男女共同参画プラン」に係る令和 6 年度事業実施（進捗）状況報告（案）の説明となります。

○内藤会長 ありがとうございます。事務局からの説明について、皆様の方から何か御質問・御意見はございませんでしょうか。質問につきましては、一問一答でお願いしたいと思います。

櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 N P O 法人ファザーリング・ジャパン関西の櫻井です。

男性の育児休業取得率が今、国全体でもすごく数字が上がってきており、堺市も 8 0 % を超えてきたということで、とても素晴らしいと感じています。しかし、市職員の育児休業の取得期間の記載はありますが、教職員の取得期間の記載はありません。市職員の育児休業取得期間は随分伸びてきたかなと感じておりますが、学校園を除くということですので、教職員の育児休業取得期間のデータがもしあれば教えていただきたい。

○脇田課長 ダイバーシティ企画課でございます。

記載していますのは市職員です。教職員のデータにつきましては、手元に資料がございませんので、また改めてお調べし後御報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○櫻井委員 学校の先生という職業上、その期間も学校によって違ってくるのかなとは思いますが、その辺りをまた教えていただけたらと思います。

○内藤会長 ありがとうございます。

私から1点お伺いしたいのですが、14ページの市民意識の問2で、「能力を十分に発揮できる環境が整っている」と答えた人の割合が、男性女性とも「そう思う」「ある程度そう思う」という人が減っています。能力が発揮できる環境が整っていると答えた人が減ってきたことは、どういう背景があるのかお分かりになりますか。

○脇田課長 ダイバーシティ企画課でございます。

こちらの設問につきまして、各年ごとに増減があるというのが実態です。その具体的な要因については、様々な社会背景等が考えられますが、具体的に要因をお示しすることは難しい状態ではあります。

○内藤会長 分かりました。2年間分しか出ていないので、もう少し経年変化で見れば、増減が分かるかと思えます。

他のご質問はありますか。大島委員、お願いいたします。

○大島委員 今の意見の追加ですが、せっかく堺市で私たちは生活しているので、本当に堺はこういう年齢・性別・国籍にかかわらず、能力を発揮できるという都市にしてほしいと思うのですが、僅か10%ぐらいの方ですけど、「そう思う」という方がどんなところがそう思うのかとか、具体的なアンケートの記入というのがありますか。もしあるのであれば、それを公表してほしいし、こういうところで堺はすごく環境が整っている、十分に発揮できていると思うということをもっと知らしめることができたらいいと思います。

○脇田課長 本事案につきましては、設問自体がこれだけになっています。

○大島委員 選択肢だけなのですね。

○脇田課長 はい、それ以上の回答を求めるものではございませんので、先ほども申しあげましたように、年によって増減があるという実態でございます。

○大島委員 分かりました。

○内藤会長 ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。林委員、よろしく申し上げます。

○林委員 14ページの市民意識の中で、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという調査について、少し驚いたのが、こういう考え方はすごく古い考え方と思う中で、まだ「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えたのが全体の5割程度しかいないということですよ。まだこのような数字なのか、7割、8割行くべきじゃないのかなということを感じました。

○安澤職員 御質問につきまして、男女共同参画に関する市民意識実態調査結果で、こちらは5年

ごとに行っている調査になります。調査の速報につきましては、後ほど御説明をさせていただきますが、「そう  
思わない」という回答につきまして、比率が上がっております。実際に「そう思う」という方の合計について大  
体30%となっております。またその詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。以上です。

○林委員 どちらかといえばとか、そういう項目もどうなのかなと。思うか思わないでよいと思います。

○安澤職員 国や大阪府でも同様の調査項目があり、堺市でも同様の調査項目にさせていただいて  
いるものになります。

○内藤会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。では柏原委員、お願いいたします。

○柏原委員 20ページの市の教職員の育児休業取得率、これは私も学校現場にいますが、男性  
育児休業の取得の割合は、上がっていることを実感しています。結婚されて、パートナーの方が妊娠されま  
したら、高い割合で育児休業を取らせてくださいと、その期間は様々ですが、それぞれの家庭で若い先生た  
ちの世代の中でも、男性であろうが女性であろうが育児休業を取るという、選択の意識が一般化してい  
るというのは肌で感じています。当然こちらとしても、ゆっくり家事、子育てに専念してということで取得を進  
めていますが、その割合がもっと増えてくると感じます。

以上です。

○内藤会長 ありがとうございます。

もう一点、私からお伺いしたいのですが、10ページに行政委員会委員である選挙管理委員会や監  
査委員の人数比が出ております。この比率は女性が10%台で推移ということだと思います。審議会に  
関しましては、堺市は男女の比率が均等になるよう変化してきているようですが、この行政委員会委員の  
男女比率の差は、理由はありますか。

○脇田課長 行政委員会につきましては、特に選挙管理委員会委員と農業委員会委員の比率で  
男性が高いという形になっております。農業委員会の委員につきましては、これは数年前の審議会でも御  
意見を頂戴したかとは思いますが、徐々に女性委員を増やす取組を行っているというのは、農業委員会か  
ら確認しているところでございます。一方、選挙管理委員会につきましては、専門的な知見は必要というこ  
とで、現状では女性の委員が少ないという形になっていると聞き及んでおります。

○内藤会長 分かりました。防災など充て職になっているものはなかなか男女比率が変わらなくてとい  
う話が少し前まではありましたが、防災に関しては男女比率がかなり上がってきているようです。今お話を伺  
うと、この選挙管理委員会はこれまでの慣習とかやり方をあまり変えようとしておられないのかなというふうにも  
感じましたので、この辺りが継続的な課題の1つになるかと思いました。

ほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

○林委員 もう一回いいですか。

○内藤会長 林委員、お願いいたします。

○林委員 先ほどの意見に付随しますが、19ページの市職員の育児休業取得率を、いつも男女別ではという表記をされていますけど、年齢別はどんな感じなのかなと思っております。我々労働者の代表である私らも自分の会社でもそうですが、若い世代がすごく育児休業、男女とも本当にすごく取っていて、もう本当に進んでいます。だから、考え方の違いとして、年齢別は限られてくるのかな、どうですか。

○内藤会長 取得する年齢層によるかと思われませう。

○林委員 取る年齢層によるでしょうが、そんなのもあれば、時代背景がよく分かるのかなと思いますが、どこにもないですね。

○内藤会長 何か事務局で、これに関しても補足説明はございますか。

○津越部長 人事部でございます。

年齢層ということで、今手元にそのことを分類した資料はございませんので、またダイバーシティ企画課と調整し、提供をさせていただきます。基本的には皆様お見込みのとおり、30代がやはり一番多く、20代、40代という傾向になっております。恐らく御家庭の事情とかでの数値が反映されているのかなと思っておりますが、改めてデータ等については御提供させていただきます。

○内藤会長 ありがとうございます。意見がなければ、次の案件に進もうと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、意見がないようですので、事務局は審議を基に報告書の修正をお願いいたします。第5期プランの報告書につきましては、本審議会における審議内容を踏まえて、事務局にて修正作業を行うこととし、最終の内容につきましては私、会長と事務局で調整させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

特に御異論なしということですので、そのような形で進めさせていただきます。

それでは、案件2、「令和7年度実施の男女共同参画に関する市民意識実態調査報告（速報版）」について事務局から説明をしてください。その後、御意見・御質問をお願いいたします。

○安澤職員 それでは案件2、堺市男女共同参画に関する市民意識実態調査報告書（速報版）について御説明させていただきます。該当の資料は、資料2になります。

本調査は、「第5期さかい男女共同参画プラン」の取組の結果、市民意識の変化や、家庭生活、子育て等の実態を把握し、令和8年度に予定しております新プランの策定作業の参考とするために、令和7年7月に実施したものです。

ここから報告書に沿って御説明いたします。資料2の1ページ目から、調査の概要となります。調査の範囲でございますが、3の調査対象に記載のとおり、堺市内全域で、対象者を満18歳以上の市民、

区域別の人口比、性別比により無作為で4,000人抽出いたしました。調査方法につきましては5に記載のとおり、郵送配布、郵送またはインターネットによる無記名回答となっております。調査時期につきましては4に記載のとおり、令和7年7月16日から8月7日に実施いたしました。こちらの調査の回収結果でございますが、6に記載のとおり、発送数4,000通のうち、未着数が20通ございましたので、実発送数は3,980通となっております。また、有効回収数は1,365通、よって有効回収率は34.1%となっております。

では続きまして、調査結果について御説明をさせていただきます。まず、資料の4ページから12ページまでですが、回答者の属性についてお答えいただいております。性別、年齢、最終学歴、お子さんの有無、家族構成、収入等様々な角度でお答えいただいております。

次に13ページ以降が、調査結果の詳細でございます。今回の調査結果に加えて、比較対象になります令和2年に実施した前回の調査結果等を載せております。調査結果の全体の概略としましては、DV等の暴力の実態について、被害を受けても相談しない人の割合が増えております。一方で、DVに対する認識の変化や男女共同参画社会の実現に向けた意識改革が進んでいると見受けられます。

それでは、各設問の詳細につきまして、第5期さかい男女共同参画プランの施策体系に基づき、それぞれに関連する主な項目について御説明させていただきます。まずプランの施策体系1、「女性の参画拡大と活躍の推進」及び2、「男女共生参画の実現に向けた意識改革につながる男女の役割や地位に関する意識」の主な項目について御説明させていただきます。

13ページを御覧ください。13ページの設問ですが、各分野の男女の地位の平等化についての設問になります。全体につきましては13ページに掲載しております。性別ごとの回答につきましては、14ページに載せさせていただきます。全体、性別ともに(D)「学校教育の場において」、「平等である」との回答が最も高い結果となりました。なお、15ページ以降に掲載しております前回調査との比較におきまして、(E)「政治の場で」を除き、「平等である」の回答は向上しております。

次に、25ページを御覧ください。「家庭生活などに関する意識について」等の設問の、先ほど林委員から御意見がございました、(A)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてです。こちらの設問は、固定的な性別役割分担意識の解消について計る指標となっております。「そう思う」または「どちらといえばそう思う」と答えた方の「そう思う」の計、「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と答えた方の「そう思わない計」の割合の表をグラフ右側に掲載しております。「そう思わない計」が26ページに記載のとおり、前回は62.6%、今回は69.3%となっており、固定的な性別役割分担意識に反対する方の割合が増加する結果となりました。また、性別ごとの調査結果につきましては、「そう思わない計」は、女性で今回74.4%となっており、26ページの前回結果68.4%より6.0

ポイント増加しました。また、男性で今回 64.6%となっており、前回結果 57.4%より 9.9ポイント増加しました。このように、男女ともに 60%を超える結果となっており、意識の変化が見られます。

続きまして、57ページを御覧ください。女性の働き方についてですが、それぞれ男女ともに希望と実際ごとに聞いており、前回の調査結果との比較では、男女全体では「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」の割合が希望、実際ともに増加しております。なお、前回の調査結果につきましては、60ページに掲載してございます。

続きまして、73ページを御覧ください。問12「男女が対等に働くためには、どのようなことが必要だと思いますか」という設問について、7割近くの方が職場環境の整備や、育児、介護休業の取得しやすさを回答しております。また、前回調査と比べ、「短時間勤務、フレックスタイム（時差出勤）、テレワーク（在宅勤務）など、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の普及」の割合が 10.2ポイント高くなっており、社会情勢の変化がうかがえます。

それでは次のページ、74ページを御覧ください。問13「男性が、休業や休暇を取得することについてどう思いますか」という設問について、全ての項目において、「取ったほうがよい」または「どちらといえば取ったほうがよい」と答えた方の「取ったほうがよい計」の回答は、9割を上回りました。前回調査との比較で見ると、全体ではいずれの項目も「取ったほうがよい計」のほうの割合が前回より高くなっております。また、先ほどの林委員の御意見の補足にはなりますが、75ページに年代別の集計をしておりますので、御参考までご確認いただきたく存じます。

これまでが、男女共同参画参画社会の実現に向けた意識改革についての主な項目になります。

次に、第5期プランの施策体系の3、「すべての人にとって安心な暮らしの実現」につながる項目についてです。79ページを御覧ください。地域活動の参加状況についてですが、全体では「今後も参加したい」割合は、自治会や町内会などが 25.1%と最も高い結果ではありますが、前回調査結果からは 5.5ポイント減少しました。なお、前回の調査結果につきまして、今回の報告書内に掲載はございません。御了承ください。

またページが飛びまして、132ページを御覧ください。こちらが性別に配慮した対応が必要な防災対策についてです。全体では男女別のトイレの設置、更衣室などの避難所の設備が 86.4%と最も高く、前回調査と比較して 4.4ポイント増加しており、そのほかの項目についても、前回より高い割合になりました。

それでは次に、第5期プランにおける施策体系の4、「暴力の根絶と被害者支援につながるDV等の暴力の実態」の主な項目につきまして御説明させていただきます。ページが戻りまして、97ページ及び99ページを御覧ください。こちらの項目につきまして、問21、①DV防止法、②デートDVの認知度に

ついて、それぞれお伺いしております。DV防止法については77.2%、デートDVについての認知度については、それぞれ54.0%でした。前回の調査と比較すると、DV防止法については大きな差は見られませんでした。デートDVについては2.2ポイント向上しております。

続きまして、101ページを御覧ください。問23「あなたは、配偶者や交際相手から次のようなことが相手に対して行われた場合、それを暴力だと思えますか」という暴力についての認識を問う設問になります。

(B)「なぐる・蹴る」のような身体的な暴力については、約9割の方が暴力にあたると認識をしております。また、(H)「何を言っても長時間無視し続ける」や(N)「交友関係や行き先、電話・メール・SNS(LINE等)など細かく監視する」等の精神的な暴力についても、6割以上の方が暴力にあたると認識しております。また、今回の調査票には記載がございませんが、前回の調査と比較として、(H)「何を言っても長時間無視し続ける」については、今回62.8%となっており、前回結果55.2%より7.6%増加しております。加えて、先ほどの(N)「交友関係や行き先、電話・メール・SNS(LINE等)など細かく監視する」についても、今回69.2%となっており、前回結果62.9%より6.3ポイント増加しました。今回の調査で、暴力について身体的なものだけではなく、精神的なものについても暴力にあたるという認識が高まっていることがうかがえます。

続いて、105ページを御覧ください。問25「あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか」というDV被害経験の有無をお聞きする質問について、①のこれまでの被害経験についての調査結果になります。被害経験が「一、二度あった」と「何度もあった」を合わせた「あった計」の割合は「(C)人格を否定するようなことを言う、大声でどなる、なぐるふりをして脅す、無視するなど」の精神的な暴力が23.7%と最も多く、次いで「(A)なぐる、蹴る、物を投げつけるなど」の身体的暴力が18.9%となっております。性別で見ると、「あった計」の割合は全ての項目で女性が男性に比べて高くなっており、この結果から、DVの被害経験としては、依然として女性が被害者である割合が高いことが分かります。また、106ページの前回結果と比べても、(C)精神的な暴力が最も多く、次いで(A)身体的な暴力の被害が多いという状況は変わっていない結果となりました。

109ページを御覧ください。問26「あなたは、現在及び過去に交際相手から次のようなことをされたことがありますか」というデートDVの被害経験の有無についての質問ですが、被害経験の傾向は、さきの問25の配偶者からの暴力と同様の傾向にあり、(C)の精神的な暴力、(A)の身体的暴力が多くなっております。性別で見ると、問25と同様、女性が被害者である割合が高いことが分かります。また、20代及び30代以上のときにあった割合は、(C)「人格を否定するようなことを言う、大声でどなる、なぐるふりをして脅す、無視する」が10歳代のときにあった割合では、(B)「嫌がっているのに性的なことを強要したり避妊をしない」などが最も高い結果となりました。

続きまして、112ページを御覧ください。こちらは配偶者や交際相手からの「暴力を受けた経験があった」と答えた方に対して、問27「あなたはこれまでに、あなたの配偶者や交際相手から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか」と質問した結果です。配偶者や交際相手からの暴力、どちらにおいても「相談しなかった」と答えた方が最も多く、「友人や知人」、「家族や親せき」と続きます。依然として「どこにも（誰にも）相談しなかった」と答えた方が多い傾向は変わらず、相談体制の周知等について、今後取組を進めていく必要があることが分かります。

しかし、115ページを御覧ください。こちらは先ほどの回答の中で「どこ（誰）にも相談しなかったのは、なぜですか。」という設問に対し、配偶者や交際相手からの暴力どちらにおいても、「自分が受けている行為がDVとは認識していなかったから」の割合は、前回の結果と比べると大幅に下がっており、DVについての認識は高まっていることがうかがえます。

ページが前後して申し訳ございません。92ページを御覧ください。性暴力被害の経験について問う設問となっております。問20「あなたはこれまで（こどもの頃を含めて）に、望まないのに性的な行為（痴漢を含みます）をされたことがありますか」という性暴力被害経験の有無についてです。前回での設問では、性的な行為の括弧書きに痴漢を含むとした記載がなかったことから、前回より「被害経験がある」と答えた方の割合が高くなったことが大きな要因だと考えられます。また93ページ、問20-1、「あなたはどのような被害に遭いましたか」の設問に対し、「痴漢」と回答した割合が84.8%となりました。今後も痴漢被害を含め、性犯罪、性暴力被害について予防啓発、被害支援等の対策を引き続き行ってまいります。

以上が簡単ではございますが、調査結果の速報になります。御質問・御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

○内藤会長 ありがとうございます。事務局からの説明につきまして、委員の皆様から御意見・御質問はございませんでしょうか。また質問につきましては、必ず一問一答でお願いいたします。

○大井委員 今回ここに表れていないことでちょっと意見があるのですが、よろしいでしょうか。

このアンケートの中には入っておりません。だから、ここで考えていただけたらありがたいのですが、私が小学校の教師をしているときに、DVの親子を2組持ったときの話ですが、1組のこどもは、お父さんが暴れたときには、もう突っかってきて、次にけんか、またけんかという行動になります。もう一人のこどもは、支援学級で見ていた子ですが、泣き喚いて、もう自分をどうしていいかわからないみたいな行動をします。そんなときに、管理職にこどもの様子を見に来てくださいと、なかなかお忙しく、見に来てくれないんです。助けてあげたいのかなんか思っても、なかなか皆相談とか、いろいろなところへつなげるとかというのが非常に難しい状態があるということ、たくさんの人も持っておられることであると思います。一体どんなことが必要なのか、世の中に対してどういうことが必要なのかということを考えていただけたらありがたいなと思います。

○内藤会長　ありがとうございます。今のお話というのは、そういう困難なこどもを対応する教員であるとか、その教員がどう対応したらいいのかわからないという、そういう困難さがあったというお話でしょうか。

○大井委員　かなり親しくなっていないとお手伝いもできない。だから私の場合は、親しくなれたから手伝うことができたが、ものすごく困っている先生たちはほかにおりました。公の学校教育の中でそういうことが各家庭であるのが分かったときに、学校として、そういうことに取り組みたいなと思っております。

○内藤会長　アンケートに直接関係するわけではないというお話でしたので、事務局も答えづらいと思いますが、被害を受けて、何か問題を抱えているこどもたちをそばで見ている人や、そのような問題を相談されたりする人たちがどうすればいいのかという、つなぎの部分が不十分ではないのか、各個人に任せているだけだと、問題を抱えている人たちもとても大変だが、その近いところでその人たちを支える人もとても大変であるという御指摘だったかと思います。事務局で何か御返答ができるのであればお願いしたいのですが、難しければ、今のような形のまとめということでもよろしいでしょうか。ほかの委員の方、何か御質問はありますでしょうか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員　質問というより性暴力被害に遭った場所というのを見ていて、特に男性は18.2%、ショッピングモール等の商業施設で性暴力被害に遭ったとあるが、これはカメラの設置とか、そういうことでかなり防げるのかなと見て思っただけです。でも何でそんなところでそんな被害が多いのかというのはとても不思議な気がしています。ここにはないのですが、公園等にあるトイレ、あれは非常によろしくない。カメラもなかったりするので。

○安澤職員　この報告書におきましては、性暴力被害にあった場所と被害内容について御回答いただいております。しかし詳細については分析できていない状況です。どのような被害がこの場所で起きたのかという調査を進められたらと考えております。

○内藤会長　ありがとうございます。今の92ページで、今回から痴漢を含んだということなのですね。その前は どうして含んでいなかったのかと思ったことと、これを含んだことによって、かなり前回までのデータと違うようになったのではという気がしています。94ページ、全く知らない人からの被害が多くなっているということについてですが、通常性暴力の問題は知り合いが多いとよく言われていますが、恐らく痴漢が入ったことによって、乗り物の割合が女性だととても多くなるので、全く知らない人による被害の数値が増えてきたのかなと思います。前回までは痴漢を含んでいなかったということですから、データを比較するにしても、かなり違ったものが出てきているのではないのでしょうか。

○安澤職員　この20-1以降の設問について、前回の調査では性被害の経験があったかどうかという部分についてお聴きし、その後に相談をしたかといった形ですが、今回痴漢というところも含めて調査をさせていただいた結果、痴漢の回答がすごく多くなってしまいました。不同意性交等、不同意わいせつに、性

的姿態の撮影についての分析も行いたいと考えています。クロス集計の中で、この痴漢を除いた各設問との集計も検討を進めております。

○内藤会長　ありがとうございます。

では、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員　N P O 法人ファザーリング・ジャパン関西の櫻井です。

25 ページ、先ほどもありましたけど、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきというところで、徐々に意識が変わってきたということ、私どもも男性の家事育児参画推進ということで約 20 年活動してきて、この 20 年で劇的に男性も家庭参画といいますか、子育てをする男性が増えてきて、子育ても夫婦でやっというようになってきたかなと、まさにこの意識も変わってきたかなというところではありますが、この働くということだけで見ると、見えていない部分が出てきているのかなというのを感じています。特に最近感じているのを一言で言うと、働くはともかく、稼ぐといったところにおいて、やはり男性はまだ稼がなければならない、稼いでほしいといった意識が男女ともにとても残っているというのはすごく感じています。男性も家事・育児もしたいという男性も増えてきているのですが、育児・家事もしながらも稼がなければならないといったところで、そこで苦しんでいる男性が最近が増えてきていると、もう肌感覚では感じています。特に我々世代で子育てをずっとやってきたパパたち、特に当初はイクメンというところから専業主夫といった方たちがこどもを育て、ママはキャリアを積んでいった。どうなったかという、こどもが大きくなった後に、何人かいるパパたちが専業主夫をしてこどもが大きくなった後で、大きくなったからちょっとアルバイトをしていこうかと、家事はするけどといったときに、全ての家庭ではないけど、多くの家庭で言い方は悪いですけど、不要であるというような見方をされます。これが例えば逆で、男性がキャリアを積んでいて、女性がアルバイトをしているというのは一般的とはいえないですけど、そういった家庭は多い。だけどそれが逆に、女性がキャリアを積んでいて、男性がアルバイトをしているといったときに、稼げない男性というのは言い方が悪いですが、なかなか厳しいというのがまだまだ社会的には思われている。これは若い世代だったらそうではないと思いますが、男性は稼ぐというところを望んでいる若い方たちもいる。男性は外で働き、妻は家庭を守るべきというところの意識は変わってきているかなとは感じるのですが、その中で稼ぐといったところの意識に関しては、まだまだ男性は稼いで何ほみたいな見方が根強く残っているのが現状かなと。結果、繰り返しになりますけど、そこで苦しんでいる男性が増えてきているというのが現状かなと感じております。アンケート結果から少し見えないところですが、そういったところにあるということです。

○内藤会長　ありがとうございます。

○安澤職員　貴重な御意見ありがとうございます。夫婦間の役割分担意識というところで、問 4 につきまして、ページ 35 になりますが、それぞれの夫婦間の役割分担意識というところで、生活費を稼ぐでありま

すとか、日々の家計の管理をするということも設問としては設けさせていただいておりまして、37ページの生活費を稼ぐという部分につきまして、前回との比較ですが、前は夫の役割ということで御回答いただいているのが68%に対して、今回は57%です。一定の意識の改革が進んでいるが、まだ男性が稼ぐというイメージの定着ということが根強い部分というのはあるかと思えます。そういった部分を含めた意識改革をさらに進めていけたらと思います。

○内藤会長 貴重な御意見ありがとうございました。

では大島委員、お願いいたします。

○大島委員 今のお話の続きですが、私は小・中学生を相手に仕事をしていますが、仕事をしているお母さんは本当に圧倒的に多いし、大学生も講師として一緒に仕事をしているのですが、最近よく耳にするのは、私が稼いだらよいと女性の講師が。いろいろなライフスタイルの変化をすごく感じていて、お父さんはずっと家におり、お母さんが仕事に行っているという御家庭が本当に年々増えてきているとすごく感じます。私、恐らく前回のこの会議のときにも、この設問自体が古いんじゃないですかということ申し上げたような気がしますが、そのときの御回答が、大阪府とか国のほうもこういう設問をして統計を取っていますという御回答だったなど。それから1年ぐらいたったと思うのですが、その感覚の違いというのは恐らく皆さんが思われている以上に、私は本当に小・中学生と毎日接していますので、そういう感覚を持っていることも、若い世代というのが増えてきていますので、そもそもこの設問自体が古いということを今年も感じてしまって、「その設問、どういう意味」というふうになりつつあるのではと非常に感じています。これは意見です。

○内藤会長 ありがとうございます。事務局、もし何か意見がありましたら、特によろしいですか。

○安澤職員 貴重な御意見ありがとうございます。この設問については、同様の答えにはなってしましますが、この調査自体が18歳以上となっております。お子さんに対する意見の聴取というところできていません。今、別途市内高校に御協力いただき、男女共同参画に対する意見を聞く機会をいただきましたので、こちらも活用して、次の計画の中で根強い固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組について検討できればなと考えています。

○内藤会長 ありがとうございました。

そろそろ時間かなというところもありますが、何かもう少しまだ意見を言われていない方とか、もしございましたら。

○大島委員 では、もう一個だけいいですか。

○内藤会長 少し手短かにお願いいたします。

○大島委員 132ページ、防災対策についてのところで、先日防災に関する勉強会に参加することがあったのですが、先ほどの資料の2に、各審議会の男女委員の比率という表がありましたけど、防災会

議の女性委員の比率は40%を切っていたのですが、防災って例えば避難をしたときとかのいろいろな困ったこと、身近なことで女性の意見をもっと反映させてほしいというのをすごく聞きます。この132ページにも、女性の視点が入ることに意識を持っていただけるような働きかけができればいいのになと思っています。意見です。

○内藤会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

○大井委員 もう一言だけ。

○内藤会長 大井委員、手短にお願いいたします。

○大井委員 コロナのときに各家庭に人数分のお金が下りた際に、そのときにDVで逃げている人たちは下りなかったというのを聞きました。そういうときのためにも、その人たちの住所とか、その状態とかはどのように管理されているのか気になります。感染症などの様々な現象が起こるか分かりませんが、実際に人が生活しているのかをどこまで管理して、把握しておられるのか。そういう取組をしていただけたらありがたいです。

○内藤会長 今の話は養育費とかの話とかでも関わるのかなと思いますので、どうなっているかとか御説明ができそうな方がおられたら、いかがでしょうか。

○立道課長 こども家庭課です。

手元に資料がないので、そのときにどういうふうな対応をしたかというのが、記憶を頼りにしているところがあるのですが、国の給付金がひとり親家庭とか低所得の子育て世帯とか、もしくは所得にかかわらずみたいなものが何回かあったと思います。その枠組みの中で基本的には住民基本台帳ベースで積極的な支給をすると、支給のスピードを優先というのがありましたので、そういう形で支給の事務を進めるという国の制度マニュアルみたいなのがありましたので、それに基づいてやっておりました。ただ、当然DVで被害を受けて逃げられている状況の方が住民票を移動させてしまうと、もちろん住基支援措置といって見られないようにするというような方法もありますが、何かの手違いで現住所を知られてしまうというおそれがあるということもあって、住民票を移さずに、別の自治体でお子さんと一緒に引っ越していらっしゃる方がいらっしゃいます。その場合の対応としては、要は住民票がないが、現住所の自治体に申出をして、都道府県を経由して、住民票があるところに情報が来て、その場合には、住民票上の本来そこに子どもがいないので支給をストップするという、仕組みにはなっておりました。当然そういう情報が都道府県を経由して来るのですけれども、どこの都道府県からその情報が来ているのかというのは分からないようになっており、我々も分からないようになっていました。我々がそれを相手方に送るときも、堺市からの情報だとかが分からないようになっていました。つまり、どこに逃げている人なのかというのは、我々自身も分からないという状況、そういう仕組を国は作っています。ただ、既にその情報が来たときに、国は急いで支給せよという話だったので、既に支給してしまった場合は、再度支

給はできないと国のマニュアルになっていました。ただ何回目かの給付のときには、国のほうがそういった場合には、追加で再度支給可能という交付金もその後にあったりと、つぎはぎ的な制度であったかなと思います。国も配慮しながらやっていたかなと思います。

○内藤会長 ありがとうございます。

時間が押してきてまいりますので、以上で審議は終わりということにいたしまして、事務局は審議を基に報告書の修正検討をお願いいたします。

では、事務局からの今後の流れを説明してください。

○井上係長 御審議ありがとうございました。第5期プランの報告書につきましては、本日いただきました御意見等を基に修正させていただき、会長と調整の上、取りまとめます。なお、完成しました報告書は、市ホームページ等にて公表予定でございます。

また、意識調査の報告書につきましては、別途、監修を依頼させていただいておりますので、本日いただきました御意見も踏まえまして作成させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

○内藤会長 ありがとうございます。

それでは第3、報告事項に進みます。「条例に基づく苦情相談処理制度の年次報告（令和6年度）について」、事務局から御説明をお願いいたします。その後、御意見・御質問をお願いいたします。

○米須職員 それでは報告事項1、条例に基づく苦情相談処理制度の年次報告（令和6年度）について御説明します。資料3を御覧ください。令和6年度における申出の処理状況は、前年度からの繰越受付件数、処理終了件数、次年度への繰越しは、苦情相談ともにゼロ件でした。今年度6月に開催しました第1回男女平等相談員会議において、委員の皆様から、前年度の所見に基づき、広報は行っているが、より周知を強化するため、制度の内容がイメージしやすいよう市ホームページや啓発リーフレットのデザインや文言、表現を工夫したり、具体的な事例を盛り込むなど、改善を図られたい。また、若年層を含む幅広い年代に周知を広げるため、SNSの積極的な活用に取り組んでもらいたい。相談件数が多い他市の事例を参考として、相談につなげるための手法を検討されたい。との御意見を頂戴しました。いただいた御意見を踏まえ、市ホームページや啓発リーフレットの内容については、制度を分かりやすくお伝えできるよう改善に取り組んでいます。更新が整い次第、SNSを通じた情報発信にも力を入れていきます。その他、市民の皆様には制度をよりよく知っていただき活用いただけるよう、他市の取組調査を行いました。今後もその結果を参考に、周知を続けてまいります。

報告事項1については、以上でございます。

○内藤会長 ありがとうございます。事務局からの今の説明につきまして、何か御意見・御質問等はござ

いますでしょうか。

特にないですかね。全部ゼロ件ということですので、所見で書かれたことについて、今述べられた形で進めていただければと思います。

全体としてほかに御意見とか御質問とかはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、活発な意見、大変ありがとうございました。最後に事務局からお願いいたします。

○井上係長 令和7年度第2回の審議会についてお知らせいたします。次の審議会は、令和8年2月頃に開催を予定しております。案件としましては、第5期さかい男女共同参画プラン改定の計画期間が令和8年度までとなり、新たな計画の策定を予定しております。策定に際しまして、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例第10条第3項に基づき、審議会の御意見をお伺いし、諮問を行いたいと思っております。

日程の調整につきましては、後日御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○内藤会長 では、以上で第48回堺市男女平等推進審議会を閉会いたします。

皆様、長時間お疲れさまでございました。